

平成22年10月25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

経営者優遇制度！小規模企業共済

年最高84万円の支払い額全額が所得控除の対象になります

経営者の退職金等を目的としてスタートした制度で、生命保険料や損害保険料と違い支払い額全額が所得控除になるため、所得税及び住民税が高率で軽減されます。この低金利時代においてはより魅力的な制度になっていますので、順を追って制度全般を理解していきましょう。

[1] 制度の概要

小規模企業の個人事業主や会社の役員が、廃業したり退職した場合に、その後の生活資金等を得るための共済制度です。その運営は国が全額出資している独立行政法人『中小企業基盤整備機構』が行っています。

[2] 加入資格と掛金

- ① 常時使用する従業員が20名以下（卸売業・小売業・サービス業は5名）の個人事業主と法人の役員（H23・1・1より共同経営者2名まで加入可）。
- ② 掛け金は月額1,000円～70,000円。500円刻みで自由に設定できます。

[3] 請求事由と受給時の税務上の取扱い

- ① 事業の廃止・事業を譲渡した時、法人の解散・役員を退職した時に一括受給する場合
・・・退職所得（退職所得控除額控除後の2分の1に課税）
- ② 上記①の場合で分割受給する場合・・・雑所得（公的年金控除額控除後に課税）
- ③ 契約者が死亡し遺族が受給する場合・・・みなし相続財産（相続人1人500万円の非課税枠）
- ④ 契約者が任意解約する場合・・・一時所得（特別控除額50万円控除後の2分の1に課税）
- ⑤ 掛金滞納（12ヶ月以上）による解約・・・一時所得（同上）

★受給時段階でも『諸控除・非課税枠・2分の1課税等』の適用で支払時と同様に有利です。

[4] 計算例

	役員報酬 900万円（一般扶養2名） （未加入の場合）	小規模共済掛金 84万円 （加入の場合）	（差 額）	（補 足）
給与所得	6,900,000	6,900,000	0	900万×90%-120万
所得控除額	1,140,000	1,980,000	840,000	38万×3、84万
〃（住）	990,000	1,830,000	840,000	33万×3、84万
所得税	724,500	556,500	168,000	所得税率共に20%
住民税	595,000	511,000	84,000	所得割税率共に10%

所得税・住民税合計で $168,000 + 84,000 = 252,000$ 円（84万×30%）の軽減。

★252,000円の利息を得るためには定期預金6,300万円（手取0.4%の場合）が必要になります。